

野村MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

- 1 この約款は、野村投信株式会社の発行する野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下、「受益権」といいます。）の累積投資についてお客さまと百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 この約款に別段の定めがない事項については、証券取引約款にしたがうものとします。

第2条（申込方法）

- 1 野村 MRF の申込方法は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社お届印を押すのうえ、ご提出いただくことによります。
- 2 契約が結ばれると、当社はただちにお客さまの「野村 MRF 累積投資口座」（以下、「口座」といいます。）を開設します。

第3条（金銭の払込み）

お客さまは、受益権の取得にあてるため、1円単位で金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むものといたします。

第4条（取得の時期および価額）

- 1 当社は、お客さまから特にお申出のない限り、お客さまからの払込金の受入れをもって受益権の取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、受益権をお客さまに代って取得します。
ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。
- 2 上記1の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- 3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記1または2の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権をお客さまに代って取得します。
- 4 取得された受益権の所有権ならびにその元本、または果实に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。

第5条（受益権の管理）

本契約にもとづいて取得した受益権（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、投資信託受益権振替決済口座管理約款にもとづき、振替決済口座により管理いたします。

第6条（果実の再投資）

- 1 前条にかかる受益権の果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客さまに代って当社が受領のうえ、これを各お客さまの口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、受益権をお客さまに代って取得します。
- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記1の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権をお客さまに代って取得します。

第7条（返還）

- 1 当社は、お客さまから本契約にもとづく受益権の返還請求を受けたときは、これを返還します。この場合、当該請求にかかる受益権については、お客さまから返還の請求を午後3時以前に受付た場合は翌営業日をお支払日とし、午後3時を過ぎて返還請求を行ったとき、または午後3時以前に返還請求を行い翌々営業日のお受取りを希望されたときは、翌々営業日のお支払いとして、お支払日の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものといたします。
- 2 上記1においてお支払いする金銭は、元本部分のみとします。
ただし、前月の最終営業日（それ以後の取得分については取得日）からお支払日の前日までの決算分の果実部分は、本契約の解約があった場合には、元本部分とあわせてお支払いします。
- 3 上記1の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法によりお客さまに返還いたします。

第8条（自動取得・自動換金）

- 1 当社は、お客さまの証券総合口座における取引において、その売却代金等の全部または一部をもって、お客さまから特にお申出のない限り、自動的に受益権を取得します。
- 2 当社は、お客さまの証券総合口座における取引において、その取得代金等の全部または一部に、お客さまから特にお申出のない限り、受益権の全部または一部を自動的に換金することで充当します。

第9条（解約）

- 1 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
 - (1) お客さまが所定の手続を経て本契約の解約を申出たとき
 - (2) 当社が野村MRFの累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
 - (3) 本契約によって取得された受益権が償還されたとき
- 2 本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第5条（受益権の管理）により管理されている受益権およびその果実を第7条に準じて返還いたします。

第10条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社はお客さまのその都度の取引にかかる計算明細および証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行うものとします。

第11条（届出事項等の変更）

届出事項に変更があったときは、お客さまは当社所定の方法により遅滞なくお届けいただきます。

第12条（その他）

- 1 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。
- 2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 当社お届け印の押なつされた所定の受取書と引換えに、または別に定める契約にもとづき、受益権または果実を返還した場合
 - (2) 印影が当社お届け印と相違するために本契約にもとづく受益権または果実を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変、その他の不可抗力により、本契約にもとづく受益権の取得または受益権もしくは果実の返還が遅延した場合

第13条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年2月